

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）重要事項説明書①**

ご契約者（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり，当事業者がご契約者に説明すべき重要事項は，次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒910-1313 福井県吉田郡永平寺町石上27-41
代表者（職名・氏名）	会長 吉 田 謙 治
設 立 年 月 日	平成18年4月1日
電 話 番 号	0776-64-3000

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	えいへいじ訪問介護ステーション	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒910-1217 福井県吉田郡永平寺町飯島6-34	
電 話 番 号	0776-63-1119	
指定年月日・事業所番号	平成18年4月1日指定	1871600217
管 理 者 の 氏 名	南 力丸朗	
通常の事業の実施地域	永平寺町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が，その有する能力に応じ，可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう，生活の質の確保及び向上を図るとともに，安心して日常生活を過ごすことができるよう，訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は，利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ，介護保険法その他、関係法令及びこの契約の定めに基づき，関係する市町や事業者，地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら，利用者が要支援状態となることの予防，要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため，適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接触れて行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）入浴介助、排泄介助、食事介助、体位交換など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、相談援助など

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日（祝、祭日含む）
受付時間	8時30分から17時30分まで
サービス提供時間帯	7時00分から21時00分まで

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	人員（常勤・非常勤）
管理者	1名（常勤）
サービス提供責任者	2名以上（兼務含む）
訪問介護員	2.5名以上（介護福祉士等の有資格者）

7. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	南 力丸朗
サービス提供責任者	南 力丸朗 門前 真由美 前田 直美

8. 利用料

ご契約者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

サービス 名称	対象者	サービスの内容				
		身体介護を含む標準的なサービス	5週目のある月の場合	20分～45分の生活援助	45分以上の生活援助	短時間の身体介護
訪問型独自サービス	事業対象者 要支援1・2 (週2日まで)	287円×回数 (月4回上限)	1,176円 (月5回)	179円× 回数	220円× 回数	163円×14回まで 2,349円が上限 (支援1)
		287円×回数 (月8回上限)	2,349円 (月9～10回)			
	要支援2 (週3日まで)	287円×回数 (月12回上限)	3,727円 (月13回～)			163円×22回まで 3,727円が上限 (支援2)

(1) 第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上 連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
中山間地域等における小規模事業所加算※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数の100分の10			

介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計 24.5%
---------------	-----------------	----------------------------

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、前記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合	前記基本部分の10%

(2) キャンセル料

ご契約者の都合により訪問サービスの利用を中止または変更する場合はサービス実施日の前日までに事業所に連絡してください。前日までに連絡がなく、サービス提供予定時間を過ぎた場合キャンセル料として1回500円の料金のお支払いをいただきます。

(3) 支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月清算で窓口支払②振込③口座振替の方法よりお支払いいただきます。

なお、③の口座振替の場合は、翌月25日に前月の請求金額が口座より引き落としされます。

②事業者指定口座への振込及び③利用者指定口座からの自動振替の際には手数料(110円/月)の自己負担をお願いします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び永平寺町等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止の対応

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 南 力丸朗
-------------	-----------

(2) 虐待を防止するための従事者に対する研修を実施します。

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。

(4) その他虐待防止のための必要な措置を講じます。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを永平寺町に通報するものとします。

1 2. 衛生管理等

- (1) 訪問従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情受付担当者	課長 末永 妃都美	電話 0776-63-3868
	苦情解決責任者	事務局長 小林 政広	電話 0776-64-3000
	苦情受付時間	9時から17時	
苦情解決 第三者委員	① 清水八千子	電話 0776-64-2423	
	② 下山 正幸	電話 0776-63-2754	
	③ 奥野 政裕	電話 0776-61-1136	

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	永平寺町福祉保健課	電話 0776-61-3920
	福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1614
	福井県運営適正化委員会	電話 0776-24-2347
	福井県社会福祉協議会	電話 0776-24-2339

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

16. 第三者評価の実施状況等に関する項目について

第三者評価実施の有無	な し
実施した直近の年月日	な し
実施した評価機関の名称	な し
評価結果の開示状況	な し

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人永平寺町社会福祉協議会 えいへいじ訪問介護ステーション

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 南 力丸朗

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄 （ ）

氏 名

印

立 会 人 住 所

氏 名

印